

# 法務省における児童虐待防止に係る取組について

令和5年9月

令和5年度 全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議

## 1 子どもの権利擁護に関する取組

- ・民法の懲戒権の在り方に関する検討（親子法制に関する見直し） -----> 資料1

## 2 児童虐待の発生予防・早期発見に関する取組

- ・人権擁護機関（法務局及び人権擁護委員）における人権啓発活動や「こどもの人権SOSミニレター」等の人権相談対応 -----> 資料2
- ・少年鑑別所（法務少年支援センター）における地域援助 -----> 資料3

## 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応に関する取組

- ・日本司法支援センター（法テラス）における児童虐待の被害者等に対する法律相談援助 -----> 資料4
- ・代表者聴取の適切な実施と情報共有の推進（検察・警察・児童相談所の連携強化） -----> 資料5
- ・人権擁護機関における人権侵犯事案の調査救済 -----> 資料2
- ・児童への身体的虐待により保護観察となった者に対する暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の試行 -----> 資料6

## 4 社会的養育の充実・強化

- ・特別養子制度の利用促進（民法等の一部を改正する法律） -----> 資料7

# 懲戒権に関する規定等の見直し(民法(親子法制)等の改正に関する法律(※)による見直し)

法務省民事局  
令和5年4月

※ 令和4年12月10日成立、同月16日公布(懲戒権に関する規定等の見直しについては、公布日から施行)

## 改正前の規律

### 監護教育権(民法820条)

親権を行う者は、**子の利益のために**子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

### 改正前民法822条 懲戒権

親権を行う者は、民法820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができる。

- ・児童虐待の口実に使われることがある。
- ・懲らしめ、戒めるといった強力な権利であるとの印象を与える。

## 改正後の規律

### 監護教育権(民法820条・改正なし)

親権を行う者は、**子の利益のために**子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

↓  
具体化・明確化

### 新民法821条 監護及び教育の場面で遵守されるべき総則的な規律

子の人格を尊重

子の年齢及び発達の程度に配慮

体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止

### 改正前民法822条 懲戒権 (※)

※社会的に許容される正当なしつけは、民法820条の「監護及び教育」として行うことができる。

- 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律上の監護及び教育に関する規定についても同様の措置を講ずる。【新児福法33条の2第2項、47条3項、新児童虐待防止法14条1項関係】

# 法務省の人権擁護機関が行う児童虐待防止に関連する取組について

## 人権相談・調査救済活動

- 全国の法務局において、こどもをめぐる様々な人権問題について、こどもが相談しやすいよう、様々な形で人権相談に応じているほか、人権相談等を通じ、児童虐待を含む人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

### 〔具体的施策の例〕

- ・ 全国の小・中学校の児童・生徒から人権侵害の被害等の相談を受ける「こどもの人権SOSミニレター」
- ・ 専用相談電話「こどもの人権110番」（フリーダイヤル・全国共通）の設置・広報
- ・ インターネット人権相談受付窓口「こどもの人権SOS-eメール」の設置・広報
- ・ SNS（LINE）を利用した人権相談窓口「LINEじんけん相談」の設置・広報

など



### 〔関係機関との連携〕

- ・ 児童相談所運営指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針に法務省の人権擁護機関との連携のあり方について記載

- ※ 就学期前の児童に対する児童虐待等の早期発見・早期対応については、全国の法務局において、様々な形による人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段として活用するとともに、関係行政機関とも密に連携

### 【具体的な対応事例：中学生に対する虐待事案】

中学生の被害者から、父親から殴るなどの暴行を受けており、交番に行きたい旨の相談がLINEで寄せられた事案

相談を受けた法務局において、直ちに被害者の最寄りの警察署及び児童相談所に情報提供を行い、その後警察署から被害者を保護した旨の連絡があった。

後日、児童相談所から被害者を保護することとなった旨の情報提供があり、被害者の安全を速やかに確保することができた。

### 【具体的な対応事例：親から小学生に対する虐待事案】

小学生の児童が、親から、執拗に謝罪することを強要されるなどの虐待を受けているとの相談が「こどもの人権SOSミニレター」で寄せられた事案

法務局は、当該児童が通う学校へ情報提供を行うとともに、児童相談所に対する通告を行った。

その結果、関係機関による当該児童への見守り体制を構築することができた。

# 法務省の人権擁護機関が行う児童虐待防止に関連する取組について

## 人権啓発活動

- 「こどもの人権を守ろう」を強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等並びに啓発動画の貸出し及び配信等の啓発活動を行っている。人権教室は、こどもたちに相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、地域社会に密着したボランティアである人権擁護委員が中心となって実施している啓発活動

### 〔具体的施策の例〕

- ・ 人権啓発動画「虐待防止シリーズ 児童虐待、高齢者虐待、DV」の貸出し及び配信
- ・ 人権啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」の配信
- ・ 児童虐待、高齢者虐待、DVを含む人権侵害をなくすための啓発冊子等の作成及び当該冊子等を活用した人権啓発活動の推進
- ・ 児童の権利に関する条約の内容を平易に解説した啓発冊子「よくわかる！こどもの権利条約」を作成及び活用した人権啓発活動の推進

### 〔人権擁護委員の活動〕

- ・ 幼稚園、小学校、中学校等において、児童・生徒、未就学児童を対象に「人権教室」を実施  
(単位:人)

	人権教室参加者数
令和2年度	431,779
令和3年度	620,846
令和4年度	831,383



# 法務少年支援センターでは 子育ての悩みや学校や職場での 困りごとなどの心理相談等に応じています

オンラインでの  
心理相談を  
始めます

H27.6に少年鑑別所法が施行され、少年鑑別所は**法務少年支援センター**という名称で、地域社会における非行・犯罪の防止に向けたさまざまな支援に力を入れています。



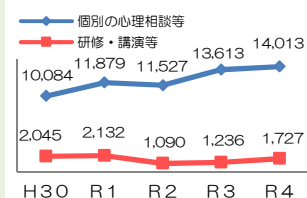
## 支援の特色

- 全国52か所（各都道府県）にあります
- 問題行動、非行・犯罪の防止を専門としています
- 心理学などを専門にした職員が対応します

相談は子どもから大人まで幅広くお受けしています



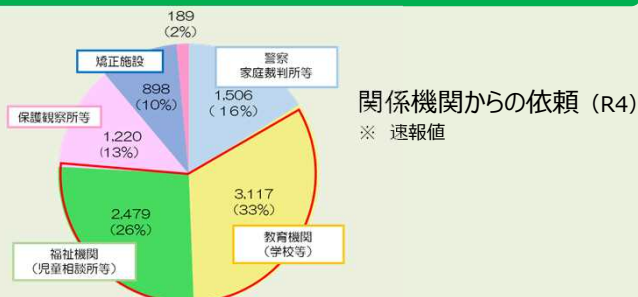
## 依頼の増加



※ R4の数値は速報値

コロナ禍であっても、個別の心理相談の依頼を数多くいただいています

## 関係機関とのネットワークの構築



関係機関からの依頼 (R4)  
※ 速報値

- 相談の内容に応じて、**多機関連携**の下で対応します
- 学校や福祉機関など、悩みを抱える**ご本人を支援する方**からご紹介いただく例も多くあります
- 子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会、学校警察連絡相談協議会、少年サポートチーム、地域若者サポートステーションなどの**ネットワーク**に参画しています

## こんな相談に応じています

### カウンセリング・心理相談

- 子どものしつけに困っている…
  - 気持ちがイライラしやすい…
- ➔ ご本人やご家族に**継続的な心理支援**を行います  
➔ お子さんの**気持ちを理解**するお手伝いをします



### 発達・性格等の調査

- 子どもの発達が気になり…
  - どうして自分はこうなるの…
- ➔ 相談内容に応じた調査をし、**心理検査**を行うこともあります  
➔ 結果を**分かりやすく説明**し、自分を理解するお手伝いをします

### 心理教育

- 生徒の暴力をやめさせたい…
  - 子どもに性的な問題行動が…
- ➔ **暴力や性、窃盗**など**専用のワークブック**を準備し、ご本人と一緒に考えます



## 最近の活動

### コロナ禍にまつわる問題への対応

- 子どもがネットゲームにのめり込み、課金のためにお金を持ち出す…
- ➔ ご本人には**心理教育ワークブック (窃盗)**を行いました
- ➔ 保護者には**ネット依存についての助言**を行いました
- イライラしやすく、家で暴れる…
- ➔ **プレイセラピー**や**カウンセリング**で気持ちの安定を図りました



### 児童虐待への対応

- 加害や養育不安のある保護者に…
- ➔ **カウンセリング**や**養育相談**を行いました
- ➔ **心理教育ワークブック (暴力)**と一緒に問題を整理しました
- 被虐待を背景とした子どもの問題行動に…
- ➔ 問題行動を**見立て**、保護者に関わり方を**助言**しました

### いじめ問題への対応

- 同級生に嫌がらせを…
- ➔ **心理教育ワークブック (交友)**と一緒に問題を整理しました

# DV等被害者法律相談援助

## 全国の「法テラス」所在地一覧

業務時間 (平日) 9:00~17:00

北海道	札幌	☎ 0570-078388	〒060-0001	札幌市中央区北1条西9-3-1 南大通ビルN1 1F
	函館	☎ 0570-078390	〒040-0063	函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5F
	旭川	☎ 0570-078391	〒070-0033	旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F
	釧路	☎ 0570-078392	〒085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F
東北	宮城	☎ 0570-078369	〒980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F
	福島	☎ 0570-078370	〒960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F
	山形	☎ 0570-078381	〒990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F
	岩手	☎ 0570-078382	〒020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F
	秋田	☎ 0570-078386	〒010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F
関東	青森	☎ 0570-078387	〒030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F
	東京	☎ 0570-078301	〒160-0023	新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F
	神奈川	☎ 0570-078308	〒231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F
	埼玉	☎ 0570-078312	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F
	千葉	☎ 0570-078315	〒260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball (ぎぼーる) 2F
	茨城	☎ 0570-078317	〒310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F
	栃木	☎ 0570-078318	〒320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F
	群馬	☎ 0570-078320	〒371-0022	前橋市千代田町2-3-12 しのめ信用金庫 前橋営業部ビル4F
	静岡	☎ 0570-078321	〒420-0031	静岡市葵区呉服町2-1-1 札の辻ビル5F
	山梨	☎ 0570-078326	〒400-0032	甲府市中央1-12-37 イリックスビル1F
中部	長野	☎ 0570-078327	〒380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F
	新潟	☎ 0570-078328	〒951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F
	愛知	☎ 0570-078341	〒460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F
	三重	☎ 0570-078344	〒514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル
近畿	岐阜	☎ 0570-078345	〒500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F
	福井	☎ 0570-078348	〒910-0004	福井市宝永4-3-1 サクラNビル2F
	石川	☎ 0570-078349	〒920-0937	金沢市内丸の内7-36 金沢弁護士会館内
	富山	☎ 0570-078351	〒930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F
	大阪	☎ 0570-078329	〒530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F
中国	京都	☎ 0570-078332	〒604-8187	京都市中京区池通東洞院西入る笹屋町435 京都御池第一生命ビルディング3F
	兵庫	☎ 0570-078334	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13F
	奈良	☎ 0570-078338	〒630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F
	滋賀	☎ 0570-078339	〒520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日ビル5F
	和歌山	☎ 0570-078340	〒640-8155	和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F
四国	広島	☎ 0570-078352	〒730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F
	山口	☎ 0570-078353	〒753-0045	山口市黄金町1-10 菜花道門キューブ2F
	岡山	☎ 0570-078354	〒700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F
	鳥取	☎ 0570-078357	〒680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F
九州	島根	☎ 0570-078358	〒690-0884	松江市南田町60
	香川	☎ 0570-078393	〒760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F
	徳島	☎ 0570-078394	〒770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3F
	高知	☎ 0570-078395	〒780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F
	愛媛	☎ 0570-078396	〒790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F
九州	福岡	☎ 0570-078359	〒810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F
	佐賀	☎ 0570-078361	〒840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F
	長崎	☎ 0570-078362	〒850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F
	大分	☎ 0570-078363	〒870-0045	大分市城崎町2-1-7
	熊本	☎ 0570-078365	〒860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F
	鹿児島	☎ 0570-078366	〒892-0828	鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル6F
	宮崎	☎ 0570-078367	〒880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F
沖縄	☎ 0570-078368	〒900-0025	那覇市中央1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	

上記以外にも支部・出張所・地域事務所があります。詳しくは近くの法テラスへお問い合わせください。

0120-079714



もし、困っていたら・・・

# まずは、弁護士に相談してみませんか？

DV等被害者法律相談援助は、いち早く、法律相談をご案内する制度です。まずは、法テラスにお電話ください。



# DV、ストーカー、児童虐待

これらの被害、弁護士に相談しませんか。



犯罪被害者支援ダイヤル

お問合せ無料 なくことないよ

0120-079714

※IP電話からは、03-6745-5601

平日 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00 (日曜祝日・年末年始休業)

日本司法支援センター



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

1

## DV・ストーカー・児童虐待にあっていて

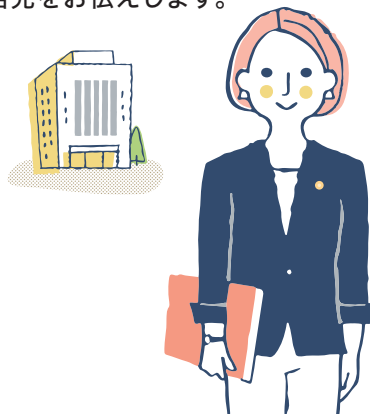
- 被害を受けるおそれのある方を含みます。
- 児童虐待については、18歳未満の方が対象です。



3

## 弁護士の紹介を受ける

- 法テラスが相談を担当する弁護士を探し、連絡先をお伝えします。



2

## 法テラスに電話をかける

- 担当の職員がご要望やご連絡先を伺います。



4

## 弁護士に法律相談をする

- 弁護士の事務所、法テラスの事務所、状況によっては病院や学校、児童相談所などの公共機関の施設で行います。
- また、電話やオンラインでも相談できる場合があります。



## Q 相談費用はかかりますか？

法律相談実施時にお持ちの自由につかえる現金・預貯金の額が300万円以下の方は、相談費用はかかりません。

それ以外の方には、後日相談料(5,500円)をお支払いいただけます。

(法律相談実施日から1年以内に支出することとなる費用(被害の治療費など)の額は、現金・預貯金の合計額から控除することができます。)

## Q 現在シェルターに避難中のため、外出ができません。相談場所に行かなければ法律相談は受けられませんか？

弁護士事務所等の相談場所に行くことが困難な方は、出張相談ができる場合があります。

## Q 代理で相談を受けても良いですか？

法律相談は、被害にあわれている方ご本人に受けていただく必要がありますが、お問合せや相談のご予約は、ご本人の代理の方からも承っております。

## Q 弁護士に依頼したいです。

弁護士に依頼したい場合は、相談を担当した弁護士にその旨をお伝えください。

## Q 依頼した場合の弁護士費用が心配です。

一定の要件に該当する方は、弁護士費用等の援助制度をご利用いただけます。





# 児童虐待を受けている方のための 弁護士による法律相談

## 支援者（親類、教員、児童相談所職員等）の方へ

児童虐待を受けている可能性があり、法的な支援が必要と思われる児童がいたら、法テラスをご案内ください。支援者の方も、支障がない限り法律相談に同席いただけます。

### 電話等による申込み



虐待を受けている  
子ども（18歳未満）  
又は子どもを支援する大人

#### 相談例

お父さんがお母さんを殴るのを見るのが嫌でたまりません。止めようとするとも僕も殴られます。

お父さんと2人暮らしですが、お父さんが帰ってきません。



親から無視されたり、「ごみ」「しね」などひどいことを言われます。

一緒に住んでいるお母さんの恋人に体を触られるので、家に帰りたくありません。お母さんも信じてくれません。



日本司法支援センター  
**法テラス**

### 担当の弁護士を選任

ご希望をうかがい、法律相談の日程などを調整します。



### 弁護士と法律相談



#### 場所

弁護士の事務所、法テラスの事務所、状況によって学校や児童相談所等  
電話やオンラインによる相談もできます。



#### 相談料

以下の基準を満たす方は無料です。  
基準を超える場合は、5,500円（税込）がかかります。

子ども本人が自由に使える現金・預貯金の合計額が300万円以下  
（虐待する保護者の管理下にある子ども名義の預貯金等は計算に含みません。）

## 法律相談後の弁護士の活動



### ● 子どもの安全を図る活動

法的アドバイスを行うとともに、状況に応じ、児童相談所へ通告して子どもの一時保護につなげるなどを行います。

### ● 子どもが安心して生活できる環境を調整

必要に応じ、弁護士が子どもの代理人となって、親や関係機関と交渉を行うこともあります。

### ● 子どもの代理人として活動

親権者変更等の裁判手続が必要な場合には、子どもを代理して、手続の申立てや、裁判手続における活動を行うこともあります。

## 利用に関するQ & A

### Q1 この法律相談は、どのような制度ですか。

児童虐待のほか、DVやストーカーの被害にあわれている方が、いち早く弁護士による法律相談を受けることができる制度（DV等被害者法律相談援助と言います。）です。通報や通告を除き、相談内容が外部に漏れることはありません。

### Q2 支援者（親類、教員、児童相談所職員等）が、本人に代わって相談することは可能ですか。

相談の予約や利用方法に関するお問合せについては、支援者の方から連絡いただくことが可能ですが、法律相談は、虐待を受けている子ども（18歳未満）本人に受けていただく必要があります。支援者が同席できる場合がありますので、お問合せください。

### Q3 相談した弁護士にその後の対応も依頼したいのですが、費用を支払えるか心配です。

その後の様々な手続のために、弁護士が子どもの代理人となる場合の費用については、日本弁護士連合会の基金による「子どもに対する法律援助」をご利用いただける場合があります。本人の状況に応じて費用の負担がない場合があります。



どこに相談したらいいかわからない、弁護士に相談するお金がない…  
そんな時は法テラスへ。一人ひとりにあった支援をお探しします。

受付時間：平日 9時～21時 土曜 9時～17時



なくさないよ

0120-079714

法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル

犯罪被害者支援専用ページ



# ポスター・ポケットカード掲示イメージ



ポスターとカードの2次元コードから法テラスの犯罪被害者支援専用Webページにつながり、そこから直接電話することができます。



このスペースにカード入れを貼付

## 掲示にあたり御留意いただきたい点

このポスターを見て「相談しよう」と思った児童・生徒の連絡先の手控えとなるよう、付属のポケットカードを用意しました。

大変お手数ですが、上記イメージのとおり、カード入れを所定の場所に貼付の上、ポケットカードを入れた状態で掲示くださいますようお願いいたします。

なお、虐待被害を受けている児童・生徒は、被害を受けているという事実が周囲に知られることを警戒する傾向があるという例も報告されています。

そのため、他の児童・生徒の目に触れることを警戒して、ポケットカードを手にするのを躊躇することがないように、例えば保健室内に掲示するなど、掲示場所に御配慮いただけますと幸いです。



法テラス

未成年の方や、宗教二世・三世の方  
からのお問合せにも対応します！

# 靈感商法等対応ダイヤル



# 0120-005931

受付時間 9:30~17:00 (平日)

※ 国外からの電話によるお問合せは、050-3383-0010 (有料)

※ メールによるお問合せは、こちら (国内外から利用可) →



日本司法支援センター



靈感商法に限らない金銭的トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、就労、生活困窮など、

**「旧統一教会」問題**やこれと同種の問題でお悩みの方、  
まずは**お電話**ください

※ 「旧統一教会」問題に限らず、これと同様のお悩みを抱えている方々からの相談を幅広くお受けします  
※ お悩みに応じた相談窓口をご案内します

※ **経済的に困り**で**法的トラブル**をお抱えの方は、**法テラス**による**無料法律相談**や**弁護士費用等の立替え**をご利用できることがあります

様々なお悩みに対応

## 連携機関等

内閣官房	警察庁	消費者庁	こども家庭庁	総務省	法務省	文部科学省	厚生労働省	外務省	日本弁護士連合会
孤独・孤立	犯罪被害	消費者 トラブル	児童虐待	行政相談	人権相談	いじめ・修学	生活困窮・就労 ・心の健康	在外邦人	法的問題

----- お悩みに応じて、こんな相談窓口もご利用できます -----

### 警察相談専用電話

(# (シャープ) 9110)

各都道府県警察本部・警察署における相談窓口



犯罪による被害等の  
相談を受け付けます！

### 消費者ホットライン

いちゃ (188)

消費者トラブルに関する相談を受け付けます！

高価な物品を買わされたが  
取り消せないか等



### みんなの人権110番

(0570-003110)

人権についてのお悩み  
何でも受け付けます！

人権イメージキャラクター



- 差別を受けた
- いじめを受けた
- ネットで誹謗中傷された 等

人KENまる君  
人KENあゆみちゃん

### 行政相談「きくみみ」

おこまりなら まる まる くじょー ひゃくとおぼん  
(0570-090110)

どこに相談してよいか分からない  
お困りごとは行政相談へ！  
関係機関を案内します。



電話専用相談センター  
きくみみ

困ったら  
一人で悩まず  
行政相談！

行政相談マスコット  
「キクーン」

### 在外公館

(大使館、総領事館)

海外にお住まいの方は、  
最寄りの在外公館にお問  
合せください。



※相談方法や対応時間は、各相談窓口により異なります。詳しくは各相談窓口のホームページをご覧ください。

普通の学生サークル  
かと思ったら  
宗教団体だった…



履修の相談に  
乗ってくれると言われ  
個人情報<sup>を</sup>教えたら  
宗教勧誘を受けた…

# 高2生のあなた 狙われています!!

アンケートに協力し  
連絡先を教えたら

怪しいセミナーの勧誘が  
来るように…



両親が宗教団体へ  
多額の献金<sup>を</sup>していて  
学費を払ってくれない…

靈感商法等対応ダイヤル (平日9時30分~17時)

弁護士・心理士と連携

相談窓口をご案内



# 0120-005931

法テラスは国が設立した公的な法人です。



普通の学生サークル  
かと思ったら  
宗教団体だった…



履修の相談に  
乗ってくれると言われ  
個人情報<sup>を</sup>教えたら  
宗教勧誘を受けた…

# 新入生のあなた 狙われています！！

アンケートに協力し  
連絡先を教えたら

怪しいセミナーの勧誘が  
来るように…



両親が宗教団体へ  
多額の献金<sup>を</sup>していて  
学費を払ってくれない…

靈感商法等対応ダイヤル (平日9時30分~17時)

弁護士・心理士と連携

相談窓口をご案内



# 0120-005931

法テラスは国が設立した公的な法人です。



# 検察、警察、児童相談所の連携強化に向けた取組について

## 平成26年6月 検察・児童相談所間における情報提供と平素からの連携

- 法務省刑事局刑事課長「児童相談所との連携の充実について」
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長「児童虐待への対応における検察との連携の推進について」

## 平成27年10月 検察・警察・児童相談所の連携、代表者聴取（協同面接）の実施

- 最高検察庁刑事部長「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」
- 警察庁刑事局刑事企画課長ほか  
「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」

## 平成30年4月～ 代表者聴取（協同面接）の件数の統一的把握等

- ・三省庁間で統一して把握すべき項目を整理〔連携を実施した件数、連携した機関、聴取を行った機関、被聴取者の年齢・性別、聴取回数、処理結果等〕
- ・基本的に事件処理を行う検察官に情報を集約し、法務省が検察庁から報告を受け、三省庁で共有

## 平成30年7月 代表者聴取（協同面接）実施後の打合せなどにおける情報共有

- 最高検察庁刑事部長・公判部長「警察及び児童相談所との情報共有の強化について」
- 警察庁刑事局刑事企画課長ほか「児童虐待事案に係る代表者聴取における検察及び児童相談所との更なる連携強化の推進について」
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について」

## 令和元年5月、6月 代表者聴取の状況を録音・録画した記録媒体の提供

- 最高検察庁刑事部長・公判部長「児童相談所との情報共有について（通知）」
- 警察庁刑事局刑事企画課長ほか「児童相談所との情報共有について（通達）」
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に関する情報共有について」

# 暴力防止プログラム ( 児童虐待防止版 )

## 暴力防止プログラム(児童虐待防止版)の試行の実施について

児童相談所への児童虐待相談対応件数が平成28年度に12万件を超え、虐待により年間約80人もの子供の命が失われている現状に鑑み、平成30年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が閣議決定された。

保護観察所においても、「関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組む」とこととされており、児童虐待により保護観察となった者の再犯防止を図ることが急務となっていることから、児童虐待加害者に特化した暴力防止プログラムを作成し、内容の適正化を図るため、一定期間、試行的に実施するものである。

### 受講対象者

#### 特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- ① 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に児童虐待防止法第2条第1項第1号(身体的虐待)が含まれる仮釈放者及び保護観察付執行猶予者
- ② ①に該当しない者のうち、従前の暴力防止プログラムの受講が義務付けられる者であり、身体的虐待行為を反復する傾向が認められ、本プログラムによる実施が適切であると認められる者

※保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

### 内容

- ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、暴力につながりやすい考え方の変容や、暴力の防止に必要な知識のほか、養育態度の振り返り、子供との適切な関わり、子供の発達についての知識の習得を促す。
- 暴力を起こしそうな危機場面での対処法、対人関係の技術、暴力につながらない生活態度を習得させる。
- 対処方法として、子供に対して本当にしたかったことへの気持ちや、子供に対して気持ちが伝わりやすい言動等を、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。
- 保護観察官が個別処遇により、おおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

## ワークブックの課題内容について

課程	学習内容
1	暴力をふるうということ
	事件当時の生活状況を振り返り、事件に至ったきっかけや考え方を整理する。
2	子供の気持ち・暴力につながりやすい考え方
	子供の気持ちを考え、暴力につながりやすい考え方の癖を知り、柔軟な考え方を考える。
3	危険信号と対処
	暴力をふるいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得する。
4	暴力をふるわないための取組
	気持ちが伝わりにくい言動や伝わりやすい言動を知り、ロールプレイを通して適切な方法を実践的に学ぶ。
5	二度と暴力をふるわないために
	対処方法を整理し、二度と暴力をふるわないための具体的な再発防止計画を立てる。



# 民法等の一部を改正する法律の概要

法務省民事局

## 検討の経過

H30. 6	法務大臣から法制審議会へ諮問	H31. 2.14	要綱の取りまとめ・答申
H30. 6～	法制審部会での調査審議開始	H31. 3.15	閣議決定・国会提出
H31. 1.29	要綱案の取りまとめ	R 1. 6. 7	改正法成立（R 2. 4. 1施行）

## 改正の目的

児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進。

厚労省検討会が全国の児童相談所・民間の養子あつせん団体に対して実施した調査の結果「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例 298件（H26～H27）（うち「実父母の同意」を理由とするもの 205件・「上限年齢」を理由とするもの 46件）

## 見直しのポイント

- ① 特別養子制度の対象年齢の拡大(第1)
- ② 家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減(第2)

## 第1 養子候補者の上限年齢の引上げ(民法の改正)

### 1. 改正前

#### 養子候補者の上限年齢

**原則** 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。

**例外** 6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育 ⇒ 8歳未満まで可。

現行制度において上限年齢が原則6歳未満、例外8歳未満とされている理由

- ① 養子候補者が幼少の頃から養育を開始した方が実質的な親子関係を形成しやすい。
- ② 新たな制度であることから、まずは、必要性が明白な場合に限って導入。

#### 【児童福祉の現場等からの指摘】

年長の児童について、特別養子制度を利用することができない。

### 2. 改正後

#### 養子候補者の上限年齢の引上げ等

#### (1) 審判申立時における上限年齢(新民法第817条の5第1項前段・第2項)

**原則** 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満であること。

**例外** ①15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育  
②やむを得ない事由により15歳までに申立てできず } 15歳以上でも可。

※ 15歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができることを考慮して15歳を基準としたもの。

#### (2) 審判確定時における上限年齢(新民法第817条の5第1項後段)

審判確定時に18歳に達している者は、縁組不可。

#### (3) 養子候補者の同意(新民法第817条の5第3項)

養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要。  
(15歳未満の者についても、その意思を十分に考慮しなければならない。)

# 第2 特別養子縁組の成立の手続の見直し (家事事件手続法及び児童福祉法の改正)

## 1. 改正前

### 養親候補者の申立てによる1個の手続

養親候補者  
申立て

特別養子縁組の成立の審判手続

特別養子  
縁組成立  
の審判

(審理対象)

- ・ 実親による養育が著しく困難又は不相当であること等
  - ・ 実親の同意(審判確定まで撤回可能)の有無等
  - ・ 養親子のマッチング
- ※ 6か月以上の試験養育

- ・ 養親の養育能力
- ・ 養親と養子の相性

- ・ 実親の養育能力  
(経済事情や若年等)
- ・ 虐待の有無

### 【児童福祉の現場等からの養親候補者の負担についての指摘】

- ① 実親による養育状況に問題ありと認められるか分からないまま、試験養育をしなければならない。
- ② 実親による同意の撤回に対する不安を抱きながら試験養育をしなければならない。
- ③ 実親と対立して、実親による養育状況等を主張・立証しなければならない。

## 2. 改正後

### 二段階手続の導入

#### (1) 二段階手続の導入(新家事事務手続法第164条・第164条の2関係)

特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。

- (ア) 実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判(特別養子適格の確認の審判)
  - (イ) 養親子のマッチングを判断する審判(特別養子縁組の成立の審判)
- ⇒ 養親候補者は、第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育をすることができる(上記①及び②)。

#### (2) 同意の撤回制限(新家事事務手続法第164条の2第5項関係)

⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は、2週間経過後は撤回不可(上記②)。

#### (3) 児童相談所長の関与(新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3)

⇒ 児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として主張・立証をする(上記③)。

(イメージ図)

児相長 or  
養親候補者  
申立て

第1段階の手続

(審理対象)

- ・ 実親による養育状況
- ・ 実親の同意の有無等

特別養子  
適格の確認  
の審判

実親は、第2段階には関与せず、同意を撤回することもできない。

養親候補者  
申立て

第2段階の手続

(審理対象)

- ・ 養親子のマッチング

特別養子  
縁組成立  
の審判

養親となる者が第1段階の審判を申し立てるときは、第2段階の審判と同時に申し立てなければならない。

二つの審判を同時にすることも可能。

⇒ 手続長期化の防止

※ 6か月以上の試験養育

試験養育がうまくいかない場合には却下

## 第3 施行期日

令和2年4月1日施行